

○境町公害防止条例
昭和49年9月27日条例第29号
境町公害防止条例

(目的)

第1条 この条例は、公害の防止が町民の健康で文化的な生活を確保するうえできわめて重要であることにかんがみ、他の法令等に特別の定めがある場合を除くほか、公害の防止について必要な事項を定めることにより、公害対策の推進をはかりもつて町民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地下水の枯渇、地盤の沈下及び悪臭によつて人の健康又は生活環境に係る被害を生ずることをいう。

2 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

3 この条例にいう「他の法令等」とは、環境基本法（平成5年法律第91号）同法に基づくすべての公害関係法令（以下「関係法令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）同法に基づくすべての廃棄物関係法令（以下「廃棄物関係法令」という。）並びに茨城県公害防止条例（昭和46年茨城県条例第39号）、同条例に基づくすべての公害関係の条例規則等（以下「県条例等」という。）をいう。

4 この条例において「工場等」とは、工場、事業場等事業活動を行う場所をいう。

5 この条例において「事業者」とは、工場等の事業主をいう。

6 この条例において「届出施設」とは、工場等に設置されている施設のうち規則で定める施設をいう。

7 この条例において「許可事業場」とは、人の健康又は生活環境を阻害するおそれのある物質を排出し、発生し、又は処分する工場又は事業場であつて別表に掲げるものをいう。

8 この条例において廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第3項に規定する産業廃棄物をいう。

(町の責務)

第3条 町長は、国又は県が実施する公害に関する施策に協力するとともに、あらゆる施策を通じて積極的に公害防止に努めなければならない。

2 町長は、土地利用計画等地域の開発及び整備に関する施策の策定及び実施にあつては、公害の防止について配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴つて生ずる公害を防止するために必要な措置を自らの責任において講じ、常に関係法令及び県条例等に定める規制基準を厳守するとともに、町が実施する公害防止に関する施策に積極的に協力しなければならない。

2 事業者は、地域社会の生活環境を保全し常に快適な生活環境を確保するために進んで工場等及び周辺の清掃、緑化等環境保全に努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、自ら公害を発生させないよう努めるとともに常に公害の発生を監視し、かつ、町が実施する公害防止に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(届出施設)

第6条 届出施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

- (1) 住所及び氏名（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 業種及び製造品目
- (4) 届出施設の種類
- (5) 施設の管理方法
- (6) 公害防止の方法
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の規定により届け出をした者は、その届け出に係る前項第4号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところによりその旨を町長に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届け出をした者は、その届け出に係る第1項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があつたとき、又はその届け出に係る届出施設の使用を廃止したときは、規則で定めるところによりその日から30日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

第7条 町長は、第6条第1項又は第2項の規定の届け出があつた場合において、その届け出に係る届出施設から排出される排出物等が第10条の規定に定める規制基準に適合しないと認めるときは、その届け出受理後30日以内に限りその届け出に係る施設の構造若しくは使用の方法若しくは公害の防止の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(実施の制限)

第8条 第6条第1項又は同条第2項の規定による届け出をした者は、その届け出が受理された日から30日を経過した後でなければ、それぞれその届け出に係る事項の変更をしてはならない。

2 町長は、第6条第1項又は同条第2項の規定による届け出に係る事項の内容が相当であると認めたときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(完成届出及び使用開始の制限)

第9条 第6条の規定による届け出をした者は、当該届け出に係る届出施設の設置又は変更の工事が完成した日から15日以内に規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

2 前項の届け出をした者は、届け出をした後でなければ当該届け出に係る届出施設又は届出施設の変更部分の使用を開始してはならない。

(規制基準)

第10条 町長は届出施設に係る規制基準を規則で定めるものとする。

(産業廃棄物の処理及び複合公害の防止)

第11条 事業者は、自らの責任において産業廃棄物を化学的方法、その他の方法により無害化し、又は関係法令の規定による処理を行うことにより人の健康又は生活環境に被害をおよぼさないように処理しなければならない。

2 事業者は、他の事業者等と協力して、工場等から排出される排出物によつて複合公害が発生することのないように努めなければならない。

(許可事業場)

第12条 許可事業場を設置しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 事業の種類及び事業場の所在地
- (3) 事業場の構造及び使用又は管理の方法
- (4) 産業廃棄物の種類及び排出業者名
- (5) 公害防止の方法
- (6) その他規則で定める事項

(許可の基準)

第13条 町長は、前条第2項に規定する許可の申請があつた場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当するときは、同条第1項の許可を与えてはならない。

- (1) 公害関係法令及び廃棄物関係法令又は県条例の規定に違反すると認めるとき。
- (2) 茨城県の区域外から産業廃棄物を収集し、及び運搬し、その処分を行う場合。ただし、町長が認める必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

(許可の条件)

第14条 町長は、第12条第1項の許可をするに当つては、公害防止のため必要な限度において、条件を付することができる。

(経過措置)

第15条 一つの施設が届出施設となつた際、現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が届出施設となつた日から30日以内に規則で定めるところにより、第6条第1項各号に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

2 一つの工場等が許可事業場となつた際、現にその事業を行なつている者は、当該工場等が許可事業場となつた日から30日以内に、規則で定めるところにより、第12条第2項各号に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届け出をしたときは、第12条第1項の許可を受けたものとみなす。

(構造等の変更の許可)

第16条 第12条第1項の許可を受けた者は、その許可に係る同条第2項第2号から第5号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。

2 第13条及び第14条の規定は、前項の許可について準用する。

(氏名の変更等の届出)

第17条 第12条第1項の許可を受けた者は、その許可に係る同条第2項第1号又は第6号に掲げる事項に変更があつたとき又はその許可に係る許可事業場の使用を廃止したときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第18条 町長は、第12条第1項の許可を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、同項の許可を取消すことができる。

- (1) 公害関係法令及び廃棄物関係法令又はこの条例の規定に違反したとき。
- (2) 不正の手段により許可を受けたとき。

(操業停止命令等)

第19条 町長は、第12条第1項の許可を受けずに許可事業場を設置している者又は第16条第1項の規定による構造等の変更に係る許可を受けていない者に対し、当該許可事業場の操業の停止及び産業廃棄物の撤去を命ずることができる。

(防除措置の勧告)

第20条 町長は、公害が発生する恐れがあると認めるとき、又は発生したときは直ちに迅速かつ慎重な調査を行

い、当該公害を発生させるおそれがあり、又は発生させたと認められる者に対し期限を定めて、必要な限度においてその防止又はその除去のための改善の措置を講ずるよう勧告するものとする。

2 前項の勧告を受けた者は、すみやかに必要な措置を講じなければならない。ただし、当該勧告の趣旨に反しない限度において町長の許可を得たのちに、その措置に代わるべき措置を講ずることができる。

(措置の命令)

第21条 町長は前条第1項の勧告を受けた者が当該勧告に係る措置を講じないときは、期限を定めて当該措置を講ずることを命ずることができる。

(措置の届出)

第22条 第20条第1項の勧告又は前条の命令を受けた者は、当該勧告又は命令に基づく措置を講じたときは、すみやかにその旨を町長に届け出確認を受けなければならない。

(事故時の措置及び届出)

第23条 事業者は、その管理する施設の故障、破損その他の事故により公害が発生し、又は発生する恐れが生じたときは、直ちに当該事故について、地域住民に周知するとともに応急の措置を講じ、かつ、すみやかにその事故を復旧しなければならない。

2 前項に規定する事態が発生したときは、事業者は町に対し直ちに当該事故内容及び応急措置の状況を届け出かつ、すみやかにその復旧計画を届け出なければならない。

3 前項の復旧計画の措置が完了したときは、当該事業者は、すみやかにその旨を町長に届け出確認を受けなければならない。

(報告及び立入調査)

第24条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告を求め、又は職員を必要な場所に立入らせ調査若しくは検査をさせることができる。

2 前項の規定により検査若しくは調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し事業者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項に規定する関係者は正当な理由がない限り、必要な報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避してはならない。

(紛争の仲介)

第25条 町長は、公害に係る紛争が生じその当事者から要請があつたときは、関係法令及び県条例等に定めがある場合を除くほか和解の仲介をすることができる。

(事業者に対する助成)

第26条 町長は、中小企業等の事業者が行う公害防止施設の設置若しくは改善その他の防除に必要な資金あつせん又は技術的な援助等を行うことができる。

(自然環境の保護等)

第27条 町長は、町民と協力して町民の健康で快適な生活を確保するため自然環境の保護及びその整備保全に努めなければならない。

(広域にわたる公害防止等の措置)

第28条 町長は、公害等により人の健康又は生活環境にかかる被害が他市町村より生じ、又は生ずる恐れがあるとき、若しくは他市町村に被害を与え、又は与える恐れがあると認めるときは、県及び関係市町村と協力して必要な措置を講ずるものとする。

(公害防止の協定)

第29条 町長は、必要があると認めるときは当該事業者と公害の防止に関する協定を締結することができる。

(環境審議会)

第30条 環境基本法第44条の規定に基づき、公害対策に関する基本方針の策定、公害の予防及び公害防止対策その他公害に関して必要な調査及び審議をするため、境町環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の組織及び運営その他の必要な事項は別に定める。

(罰則)

第31条 第21条の規定による命令に違反した者は、3万円以下の罰金に処する。

第32条 次の各号の一に該当する者は、2万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条の規定による命令に違反した者

(2) 第24条第3項の規定による報告及び立入り調査等を拒み又は虚偽の報告をした者

第33条 次の各号の一に該当する者は、1万円以下の罰金に処する。

(1) 第6条第1項の規定による届け出をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第22条、第23条第2項又は同条第3項の届け出をせず、又は虚偽の届け出をした者

(両罰規定)

第34条 法人の代表者又は法人若しくは代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは行為者を罰するほかその法人又は人に対して前3条の罰金を科する。

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付則

1 この条例は、昭和49年10月1日から施行する。ただし、第31条から第34条までの規定は昭和50年4月1日(以下「罰則適用日」という。)から適用する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、これを行わない。ただし、第21条の措置の命

令については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後更に命令を発した場合はこの限りでない。

3 施行日から罰則適用日までの間において、第6条、第7条、第21条、第22条、第23条、第24条の規定により届け出、報告し、又は措置すべき行為が生じた場合であつて罰則適用日以後に町長が催告しても、これに 응 ぜ ず、又は虚偽の届け出若しくは報告をし、若しくはその訂正をしなかつた場合はそれぞれ当設罰則を適用する。

付則（昭和59年条例第16号）

この条例は、昭和59年7月1日から施行する。

付則（平成6年条例第10号）

この条例は、平成6年8月1日から施行する。